



2019年5月16日

各 位

会社名 東芝機械株式会社  
代表者名 取締役社長 三上 高弘  
(コード番号6104 東証第1部)  
問合せ先 総務部長 富永 聡  
(TEL 055-926-5141)

## 当社株式の大量買付行為に関する対応方針（買収防衛策）の非継続（廃止）について

当社は、「当社株式の大量買付行為に関する対応方針（買収防衛策）」の導入について、2007年6月26日開催の第84回定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただき、その後、2010年6月25日、2013年6月26日および2016年6月24日開催の定時株主総会において、それぞれ株主の皆様のご承認をいただき、継続しております（以下、継続後の対応方針を「本プラン」といいます。）。

本プランの有効期間は、本年6月21日開催の第96回定時株主総会終結の時までとなっておりますが、当社は、本日開催の取締役会において、かかる有効期間満了をもって本プランを継続せず、廃止することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

当社は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を向上させる観点から、「当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」（以下、「本基本方針」といいます。）を定めるとともに、本基本方針に照らして不適切な者による支配を防止するための取り組みとして、本プランを継続してまいりました。

しかしながら、国内外の機関投資家をはじめとする株主の皆様のご意見や、買収防衛策を巡る近時の動向、およびコーポレートガバナンス・コードの浸透など、当社を取り巻く環境の変化を注視し、本プランの継続の必要性について慎重に検討を重ねた結果、2019年6月21日開催の第96回定時株主総会終結時の有効期間満了をもって本プランを継続せず、廃止することを決議いたしました。

なお、当社は、本プランの廃止後も、引き続き当社の企業価値ひいては株主共同の利益の向上に向けた取り組みを進めるとともに、当社株式の大量買付行為を行なおうとする者に対しては、大量買付行為の是非を株主の皆様が適切に判断するための必要かつ十分な情報の提供を求め、あわせて取締役会の意見等を開示し、株主の皆様が検討するために必要な時間の確保に努める等、金融商品取引法、会社法その他関連法令に基づき、適切な措置を講じてまいります。

以 上